

2025年度 滋賀県障害福祉分野就職支援金貸付事業募集要項

滋賀県内において介護人材の確保及び定着を支援するため、障害福祉職員として一定の研修等を修了した方に対し、就職準備に必要な費用の貸付を行います。貸付は無利子です。

また、滋賀県内の施設等において継続して障害福祉職員の業務に2年間従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

1. 貸付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方

①以下の研修のいずれかを修了した方

- ・介護職員初任者研修
- ・介護職員実務者研修
- ・居宅介護職員初任者研修
- ・障害者居宅介護従事者基礎研修
- ・重度訪問介護従事者養成研修
(基礎課程または統合課程もしくは行動障害支援課程のうちいずれか)
- ・同行援護従業者養成研修(一般課程または応用課程のいずれか)
- ・行動援護従業者養成研修
- ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)

②県内に所在する障害福祉サービスを提供する事業所もしくは施設(別紙表参照)において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者。ただし、週20時間以上勤務している(する)者に限る。

※雇用形態は問いません。

③「介護人材再就職準備金」および「介護分野就職支援金」の貸し付けを過去に受けたことがない者。

④障害福祉職員等として従事経験のある方は、直近の障害福祉職員等としての離職日から、障害福祉職員等として再就労する日までに1ヶ月以上経過した者。

2. 貸付額等

(1) 貸付額 200,000円以内(一括で貸付)

(2) 貸付金の使途

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- ・介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ・敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ・通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ・その他、県社協会長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

(3) 定員 当該年度内予算の範囲によります。

(4) 貸付回数 一人当たり1回限りとします。

3. 貸付利子 無利子

4. 連帯保証人

- ・1名をたてなければならない。
- ・申請者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人(未成年者の親権者・後見人な

ど)であることとします。

・連帯保証人は貸付を受けた方と連帯して債務を負担するものとします。

5. 返還免除

滋賀県内で継続して2年以上（従事期間が730日以上かつ従事日数が360日以上※）障害福祉職員の業務に従事した場合、返還債務を免除します。

※ 従事期間は月を単位として継続している必要があります。例えば、離職して他事業所へ再就職（転職）により、介護職員として業務に従事していない月が生じた場合は返還していただくこととなります。

※ 障害福祉職員とは別表に示す障害福祉サービス事業所、施設において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者をいいます。

6. 返還 返還免除の要件を満たさない場合は返還となります。

(1) 返還期間

返還の事由が生じた日の属する月の翌月から1年以内

(2) 返還方法

月賦・半年賦による均等払い、または一括払い（繰上げ返還も可）

(3) 延滞利子

正当な理由がなく返還しなければならない日までに返還しなかった場合、返還すべき額につき年3%の割合で計算した額

7. 申請に必要な書類

(1) 障害福祉分野就職支援金貸付申請書

(2) 同意書

(3) 採用（予定）証明書

(4) 研修修了を証明するものの写し

(5) 住民票記載事項証明書

(6) その他、滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類

8. 申請受付期間

申請者が就職した日の属する月の翌々月の末日まで（期間内に必着のこと）

9. 申請方法

申請者が申請書類等を郵送※または持参により、下記11の申請先まで提出してください。

※ 郵送の場合は、不着等の事故を防止するため、特定記録郵便等の郵送を奨励します。

普通郵便で郵送し、不着等の事故が生じた場合の責任を負いません。

10. その他

(1) 貸付定員は、2025年度貸付予算の範囲内とし、審査のうえ、貸付の可否を決定します。

(2) 制度詳細は、ホームページに掲載しています。

11. 申請先・問合せ先

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 介護福祉士修学等資金担当

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内

TEL : 077-567-3950 FAX : 077-566-3611

ホームページ : 滋賀県かいご・ふくしのシゴトWEB

https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/saisyusyoku

別表

障害福祉分野就職支援金 返還免除対象事業一覧

法律	条項	施設・事業所名	事業
障害者総合支援法	第5条第1項	障害福祉サービス事業所・施設	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助
	第5条第18項	相談支援を行う事業所・施設	基本相談支援 地域相談支援 計画相談支援
		地域相談支援事業所・施設	地域移行支援 地域定着支援
		計画相談支援事業所	サービス利用支援 継続サービス利用支援
		一般相談支援事業所	
		特定相談支援事業所	
	第5条第27項	地域活動支援センター	
	第77条 第78条	地域生活支援事業所	
第77条の2	基幹相談支援センター		
児童福祉法	第6条2の2	障害児通所支援事業所	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
		障害児相談支援事業所	障害児支援利用援助 継続障害児支援利用援助 障害児相談支援事業 障害児相談支援
	第7条第2項	障害児入所施設	
身体障害者福祉法	第4条の2①	身体障害者福祉事業を提供する事業所・施設	手話通訳事業 介助犬訓練事業 聴導犬訓練事業 身体障害者生活訓練等事業
	第5条	身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設